

令和3年度経済産業省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画実施状況

経済産業省は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日閣議決定、令和元年12月20日改訂）」に基づき、自ら管理する施設等及び補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、処分期間内に一日でも早く処分・廃棄を行うため、「経済産業省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画」を策定し、当該計画の実施状況を毎年度公表することとしている。

これらに基づき、令和3年度経済産業省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画の実施状況を以下のとおり公表する。（令和4年3月末時点）

1.（1）経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（総括表）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※1
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	4 2 1	4 2 1	令和4年度中
小型コンデンサー※2	台	0	0	—
その他汚染物等	個	0	0	—

※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。

※2 小型コンデンサー（3kg未満のもの）は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

該当無し

1.（2）北海道・東京事業の事業対象地域（処分期間：令和5年3月31日まで）における保管量・所有量等

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※1
安定器	個	4 2 1	4 2 1	令和4年度中
小型コンデンサー※2	台	0	0	—
その他汚染物等	個	0	0	—

※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。

※2 小型コンデンサー（3kg未満のもの）は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

2. (1) 経済産業省が所管する独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（総括表）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※1
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	4	0※3	令和4年度中
小型コンデンサー※2	台	33	2※3	令和4年度中
その他汚染物等	個	15	12※3	令和4年度中

※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。

※2 小型コンデンサー（3kg未満のもの）は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

※3 未登録の機器等については令和4年度に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ登録予定。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

該当無し

2. (2) 北海道・東京事業の事業対象地域（処分期間：令和5年3月31日まで）における保管量・所有量等

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※1
安定器	個	4	0※3	令和4年度中
小型コンデンサー※2	台	33	2※3	令和4年度中
その他汚染物等	個	15	12※3	令和4年度中

※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。

※2 小型コンデンサー（3kg未満のもの）は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

※3 未登録の機器等については令和4年度に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ登録予定。